

(第一類 第九号)

第一百四十二回国会
衆議院

商工委員会 議録 第十三号

(一一三)

平成十年五月十二日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原伸晃君
岸田文雄君
大富章宏君
太田昭宏君
吉利明君
奥田幹生君
古賀正浩君
佐藤勉君
竹本直一君
中島洋次郎君
野田実君
林義郎君
山口泰明君
川内博史君
島駿君
樽床伸二君
渡辺周君
宮地正介君
小池百合子君
大森猛君
横光克彦君
伊藤達也君

理事 小此木八郎君
茂木敏充君
松本龍君
西川太一郎君
岡部英男君
木村義雄君
河本三郎君
新藤義孝君
武部勤君
中山太郎君
林幹雄君
吉田義夫君
月尚純君
原口一博君
今田保典君
島津尚純君
石井郁子君
吉井英勝君
河村たかし君

通商産業省機械
通商産業省生活
産業局長

資源工ネルギー

資源工ネルギー

庁石灰・新工ネ

ルギー部長

水谷廣瀬

泰弘君

徹君

勝貞君

同上

チェックすべきであろう。これは国際的な流れの一環でございます。そういう国際的なグローバルスタンダードといいますか、そういうスタンダードに追いつくために今回の改正をお願いしているわけでございます。

○渡辺(周)委員 そうした点についてまだ今後お尋ねをしてまいりますけれども、今後の競争政策ということ、そして企業の国際競争の激化、何とか 対応をこれから考える以前に、私は、何といいましょうか、産業界の生き残りをかけた、あるいは さらなる発展を考え、こうした形で政策が、国際競争が激化していくであろうということは論を 話すまでもないわけであります。

○根來政府委員 政策とのバランスということとこの国際競争の激化ということについて、何か御意見、御所見がございましたら、あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

といいますのは、自由な競争の確保ということにつけて、尽きるわけでござります。しかしながら、産業政策といいますか国際競争の激化ということにつけて、全く無関心でおるというわけではございません。そういう産業政策とか国際競争ということを横目ににらみつつ、先ほど申しましたように独占禁止法の原点といふところを厳正に見まして、適切に対応していくたい、こういうふうに思っておりま

○渡辺(周委員) このタイムラー・クライスラー、という会社ができることも含めて、国境を越えたといいますか国を越えた、大西洋のこっち側といいますか、こっち側で大変大きな企業同士が合併をする。そしてまた、これは昨年でありましたけれども、航空機産業メーカーのボーイング社とマクドネル・ダグラス社、MDの合併がございました。この際、E.U.が大変にそこで反対をして、このままでは自分たちのエアバス・インダストリーが大変な形で市場を追われてしまうのではないか、もともとシエア自体はそんなに高くないというふうには

言われておりましたけれども、実際、アメリカの

ボーリング社とM.D.社、両社合併をめぐっては、この歐州連合がアメリカと大変な対立をしたわけになります。

協議の場を持つております。その協議の場をこれからもさらに広げまして、国際的礼譲あるいは国際的関係のもとにこの法律の適切な執行を図っていきたい、こういうふうに考えております。

どのようにされていくかということにつきましては、もまた後にお尋ねをするつもりでおりますが、これもやはり、「巨大合併が示す「独禁」摩擦」というような形で経済紙の社説にございました。

この中になりましたのが、欧州委員会とアメリカ政府、ボーリンググの政治的な妥協によって、合併をやめる米国「E」の両面争辯は回避されましたが、

が、この間の交渉は、独占禁止政策の基本哲学や運用方針についてのアメリカ、ヨーロッパ双方の不一致も改めて浮き彫りにしたというようなこと

で、WTOには独禁法運用に関する国際的な判断基準はまだない。そして、OECDでの先進国間の独禁政策調和を目指す作業も、これはたしか昨

年でしたでしょうか、二年をめどに何らかの方針を出すというような、ちょっと間違っていたら由々しきないのですが、WTOが一九九六年十二月にシンガポールにおいて開催会議で今後の作業

を二年後にどのようにするかということを決めることになったということで、まだこれといって世界的に統一された判断基準というものが存在しな

いと理解をしますと、我が国の今回の法改正においては、これまで、今後どのような形でこうした他国との一つの調和というものを考えていかれるのか。

美濃　外國に本部を置く企業同士の合併も審査の対象ということになった場合、どのような形で今後日本の公正取引委員会として対応していくことができるのか、その点についてお答えいただけますか。

○塙田政府委員 今の御質問で、一つは、外国企
業間の企業結合といいますか、合併等についてど
うかお答えいたが、その点についてお答えいたが
たいと思います。

いいますか、第四章の対象に取り込むということ

いたしました。

様に禁止をすることにしたわけであります
が、そういう禁止規定を実効を持つて運用する

といいますか、できるようにするために、報告とか届け出制度が設けられているわけであります。今回、そういう外国企業同士の企業結合におま

ましても、日本国内に支店等の営業所を持って一定規模以上の事業活動をしているものにつきましては、国内企業の易販と同様に、準じてその報酬

等のお願いをするということにしておるわけであります。そういうものを端緒にして、問題があつたのかないかということを審査をするといふこと

とを考えております。
それから、若干話がずれて、あるいは先生の御質問の項目ではないのかもせんけれども、

国際的な協力関係あるいはWTO等についてのお話がございました。WTOのほかに、OECD、主として先進国の集まりでございますけれども、

そこで独禁法関係につきましても競争政策委員会、CLPという言葉で呼んでおりますけれども、その場で、各国の競争当局の幹部が集まつて、

で、競争当局間の国際協力なり規制制度の改革等についていろいろと議論をし、協調を深めようとすることによってきておりまして、最近ではハーパー

いうようなことを一層積み重ねていって、そういう面での実といいますか、成果を上げていきたいというふうに考えております。

○渡辺(周)委員

これは、今お答えにもあります。これまでの、今回のこの法改正に当たっての独禁法第四章改正問題研究会が提出された企業結合規制の手続規定の在り方に關する報告書の中にも現行制度の問題点、そしてまた、その中に、

国外における企業結合を第四章の規制対象とすると、国外の行為に対する独占禁止法の適用を行ふに際し、例えば、外国企業に対しても、どのような方法で調査を行うのか、行政処分のための手続をどうするのか、文書送達をどうするのか、排除措置の履行は確保できるのか等の問題が生ずる。

この問題点についてさらに検討していくべきであるというふうに書かれているわけございます。

そうしたところで、今もお答えいただいたわけですねけれども、現在の公正取引委員会の役目がさらにはグローバルに、さらに大きな当事者となつてお仕事をしていく、こうした大きな流れの中で対応していくわけありますけれども、こうした問題点についてどのように対応していくのか、できれば委員長、お答えをいただければと思います。

○塙田(政府)委員 お答えをいたします。

外国企業間の企業結合について規制対象に取り込むということではあるにしても、それを実際にどういうふうに実効を持ってその審査をする、あるいは排除措置等の処分をするのかということでもありますけれども、日本国内の市場に影響をもたらすのではないかというような企業結合とい

ますか、外国企業間の合併等につきまして考えてみますと、そういったケースのかなりの部分は日本国内に営業所等を持っている、そこを拠点として事業活動をやっているケースが大半ではないかという感じがいたしております。そういう外

企業であっても、国内に営業所等を持つていて審査をする、処分をするということがあります。日本企業の場合と同様に、可能で

あるというふうに考えております。

もう一つの問題といいますか、そうじょっちょう想定されるということではないと思いませんけれども、国内に全く営業所を持っていない、我が方から考えますと手がかりがない場合にどうやって調査をするのか。先方が調査に対する協力を拒否するのかという点はなかなか難しいところがござります。

そこは、先生引用されました四章の研究会の中でも、こういった手続といいますか、送達等の手続を今までいいのか、今申し上げたように、国内に何ら拠点を持たないような企業同士について問題があるのかないのか、問題があつたときに何らかの処分をするというときに、今までの手続規定でいいのかどうかということは検討をする必要があるということが提言されているわけでありまして、私どもとしては、確かにそういう問題があり得ると思いますし、これから検討していく必要があります。

なぜならば、きょうあすというわけではございません。

そこは、先生引用されました四章の研究会の中でも、こういった手続といいますか、送達等の手続を今までいいのか、今申し上げたように、国内に何ら拠点を持たないような企業同士について問題があるのかないのか、問題があつたときに何らかの処分をするというときに、今までの手続規定でいいのかどうかということは検討をする必要があるということが提言されているわけでありまして、私どもとしては、確かにそういう問題があり得ると思いますし、これから検討していく必要があります。

同時に、そういった国際的な企業結合につきましては、先ほど申し上げましたように国際的な協力というようなことで、これは法律上の話といふことは必ずしもないと思いませんけれども、そういった関係で、先ほどEPIとアメリカの間のお話もございましたけれども、そんなことで対応する

部分もあるのかという感じがいたしております。

○渡辺(周)委員 この問題まだやりたいわけ

で、最後にちょっとお尋ねをしたいのですが、例えば、これは仮定の話で申しわけないです、コ

ンピューターメーカーが合併をする、IBMとコ

ンパックという会社が例えば合併する。今お

しゃった国内の営業所等があつて、これを閉鎖を

しておきますが、これなんかもほかの国ともふや

せというような御意見もござります。だから、私

どもの世界におきまして、二国間協定といふ

の間に逃亡犯人引き渡し条約というようなもの

がございますが、これなんかもほかの国ともふや

せというような御意見もござります。だから、私

けれども、もとと言えば、今後はある意味ではユーチャーにダイレクトにビジネスが入り込んでくるという形を考えていった場合、こういう社会の変化に對応してこれからどのようにしていかれるのか、その公取の意気込みあるいは現在の御意見、思いというものもあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○根來(政府)委員 具体的な案件につきましてはほど局長から御答弁申し上げたとおりでございま

すけれども、私の考え方、やはり今は国家の主権ということが問題になるわけでございます。だから、この国家主権をどういうふうに取り扱うかということが一つの問題だらうと思っております。

ですから、先ほどもお答えいたしましたように、OECDあたりでいろいろ協議をして統一的な見解あるいは勧告が行われるということは一つの進歩だと思いますが、さらに考えてみますに、これからは、きょうあすというわけではございませんけれども、二国間協定ということが将来どう

しても必要になるのではないか、こういうふうに思っております。

犯罪捜査につきましても、今アメリカと日本との間に逃亡犯人引き渡し条約というようなもの

がございますが、これなんかもほかの国ともふやせというような御意見もござります。だから、私どもの世界におきまして、二国間協定といふ

のを結びましてお互いに協力するという体制をつくっていかないと、やはりグローバルな経済についていけないんじゃないかという思いをしております。

○根來(政府)委員 確かに、国際的な活動といふ

その点、他国との円滑な調整をしていくためにも、今後どのような形で国際間の協調をしていくのかといふことについて最後にお尋ねをして、この競争政策全般についての質問を締めたいと思つております。

○根來(政府)委員 確かに、国際的な協議といふのはそれで十分だといふことを申し上げるつもりはございません。言う

なれば、多々ますます弁ずるということだろうと思つております。

○根來(政府)委員 確かに、国際的な活動といふ

それとは別に、先ほど申し上げましたのは、こ

れはまだ具体的な話ではございませんけれども、例えば、アメリカと日本とか、アメリカとヨーロッパとかEPUとか、そういうものいろいろ協定を結びまして、具体的な案件が起つたときに

どういうふうな協力体制を実行していくか、あるいは情報交換をどうしていくかというようなこと

いていないです。たゞ、そういうものについてこうした二国間のやりとりをしてきた、あるいは多国間のやりとりをしてきてあるというところで見るわけあります。

ただ、年間大体数日といふことです。もちろんこれは公式、非公式ござります。折角触れて、当然独禁当局との意見交換であります。

とにかく、あるいは今後の重要な課題についての連携はされたり、さりとて現在の状況でこれは満足できます。

ただ、年間大体数日といふことです。もちろんこれは公式、非公式ござります。折角触れて、当然独禁当局との意見交換であります。

例えばなのありますけれども、例えば、例え

まち。

鳥につきまして、一問お尋ねをしたいと思い

○渡辺(周)委員 時間があと六分ほどしかなく
なってしまいました。

しかしながら、先生御指摘のように、届け出等

合併審査を行って、是正が必要だと判断した場合、勧告の実効力はどこまであるのか。そしてまた、正しからぬ場合は、売上高の一割を罰金

やで、この辺の競争力が高いことから、それも含めてあります。企業からの指摘もありまして、ガイド

法案の部分についておたずねするのでこの附帯決議したことなどを今委員長からお話をいた

地盤市場においてはそれなりに有力な企業である場合がある、それによつて競争制限にな

ラインは平成六年に改定され、今後、企業の合併連衡が活発になる中で、柔軟に競争力を維持していくためには、一層の明確性が必要になってくると考えるつけざります。

だきましたような形で、せひともよりよく運用していただきたいと思うわけであります。

のではないか、それはどうするのだといふことになります。

○塙田政府委員　処分といいますか、是正措置を講ずるということについて実効力がどこまで確保できるのかということをございますけれども、先ほど申し上げました外国企業同士の合併等についての審査あるいは排除措置、これは国内に営業所を

等がある場合とそうでない場合と違ひがござります
すというふうに申し上げましたけれども、そういう
う違ひがあるということをまず前提といいますかね
念頭に置いた上で、審決といいますか、是正处罚
に対し、これに従わなかつた場合には独禁法の
九十一条の方に罰則が規定されております。
したがつて、そういう意味では罰則規定であつ

て担保されているということが言えるかと思いま
すけれども、国内に営業所等がない場合に、で
は、その罰則はどうやってかけるのか、適用する
のかという話に戻ってしまいますので、そこの点
については、先ほど申し上げましたように、今の
ままで国内と全く同じようにできるということです

○渡辺(周)委員　ぜひともこの課題を克服すべく、内外の方々あるいは諸外国の例も参考にしながら、本当に国際協調を前提に、念頭に置きながらも、日本としての、一つの独禁当局としてのまた気概といいましょうか、そういったものを見せていきたいと期待をするわけであります。

いろいろ質問している間に時間が大分なくなりました。今回の改正について、さらになんかと細

新聞でも申論乙駁といいますか、いろいろの意見をちょうどだいしているところでござりますので、これからもその姿勢を続けていきたい。
なお、さらに改善するところがありますれば、御指摘をいただいて改善していきたい、こういうふうに考えておりますので、この上ともよろしくお願いいたします。

えたわけであります。
したがいまして、どういう基準といいますか、足切りにするかということにつきましては、これまでの事例等を見ながら、競争制限として問題になる可能性の「ごく少ないものについては届け出等の義務を課さないことに」しようということにしたわけであります。

時間がなくなりましたので、最後に一点だけ、
公正取引委員会の守備範囲である、これは私ども
も希望を受けました全国電機商業組合連合会から
に常に置いていかなければならないというところ
であります。

○根來政府委員 ライン等に関する事前相談について、その判断が恣意的にならないよう、相談内容を開示すべきであるというような附帯決議をつけてしまいまして。その後の透明性の確保について、どのように対処をしているか、その点につきましてお答えをいただきたいと思います。

の合併や株式保有がノーチェックになるのではなくいかといったような可能性もあるわけであります。その点についてどうお考えか。また、こうしたことなどが地域商業にどのような影響を与えていくかということについての懸念もあるわけでありますけれども、その点につきましてはどのようにお考えか、お答えをいただければと思います。

○塩田政府委員 今回の法改正によりまして、届け出るるいは報告の対象による二、三ヶ月、義

谷によっては競争制限ということで問題になり得るケースもございます。

したがって、そういう点については、届け出義務がないからもう独禁法上の問題はないのだといつことではなしに、やはりそれぞれの地域といますか、市場をどうとるかという話に関連するわけありますけれども、そういったところで問題が生じないかどうかという点については、我々としましては、今までもいろいろな事例でござりますが、たいていの場合は、問題はないのではないかとおもっております。

たとえやうしもんの形で、和のものと西のものを上下すると言つて、それを一つの基準にして公正な競争をしていくなどといふ立場に立つてゐるわけではございません。

に用ゐるし、幸運の文句もたまつてしまはずかに思ふ。しかし、基準を引き上げる、あるいは新たに設定して足切りを行うということにいたしたわけであります。これは独禁法で企業結合によって競争制限になるようなものは禁止をするということであり

○渡辺(周)委員 今お話をありまして、これは競争原理、市場原理だけでは解決できないといいま
す。かなければいけないというふうに考えておりま

なお、最近は、事務の方もその辺は十分心得まして、例えば合併案件につきましては、その都度相当詳しい新聞発表をいたしております。御承知だと思いますけれども、それをもとにしまして、

ですが、そういうた禁止規定の実効性を確保する
という点は維持しながらも、あわせて届け出対象
を縮減するということで企業の負担を減らす、そ
ういったことも検討した上で、このような案を考

いる住民あるいは地域の産業というものについて、これは大変大きなマイナス面が出てくるといふことも否めないわけでありまして、競争政策と

新聞でも申論乙駁といいますか、いろいろの意見をちょうどだいしているところでござりますので、これからもその姿勢を続けていきたい。
なお、さらに改善するところがありますれば、御指摘をいただいて改善していきたい、こういうふうに考えておりますので、この上ともよろしくお願いいたします。

えたわけであります。
したがいまして、どういう基準といいますか、足切りにするかということにつきましては、これまでの事例等を見ながら、競争制限として問題になる可能性の「ごく少ないものについては届け出等の義務を課さないことに」しようということにしたわけであります。

時間がなくなりましたので、最後に一点だけ、
公正取引委員会の守備範囲である、これは私ども
も希望を受けました全国電機商業組合連合会から
常に置いていかなければならないというところ
であります。

いただいた不当廉売の点について、価格を下げれば下げるほど売れる、他店よりも一円でも高い場合は言つてくださいというような形態から、どん

どいきますと、最後は、例えば何とかは十円だととか、何とかは百円だとかという形で、不当廉売というものが非常に、その都度指導はされているとは思いますけれども、一つはこの不当廉売に対する対応、そしてまた、今御検討中の私訴制度の見込みについて、最後にお尋ねをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○根來政府委員 お尋ねの不当廉売の点については、この委員会でも、あるいはほかの委員会でも御指摘がございます。私どもの一番の悩みとするところでございまして、要するに、廉売というものと不当廉売というものの線引きをどこにするかという問題がございますが、今御質問のあったのは、廉売一般の話ではなくて、極端に安い、我々の常識からいってどうもおかしいのじゃないかということの御指摘であるううと思ひます。こういうふうに考えております。我々の健全な常識に照らしまして不当と思われる点については、不公正取引ということで厳正に対処していきたい、こういうふうに考えております。それから、一番目の私訴の問題でございますが、これは差しとめ請求を念頭に置かれての御質問だと思いますけれども、これは現在研究会いろいろ検討しております。これをいろいろ御説明下さい。渡辺委員からもちょっと触れられた問題でございますけれども、そそ切り要件として、資産合計額が百億円以上の会社と十億円以上の会社と思うのです。

現行制度では総資産が二十億円超の会社が株式保有報告書の提出対象になつておりますけれども、これをいきなり百億円としたという根拠、中小企業等では五十億円でいいのではないかといふ声があります。なぜかといいますと、例えば総資産別合併届け出件数を見てみましても、十億円から五十億円というのが五百二十九件で、二七・六%であります。それで、それと十億円を足しますと七三・六%なのです。ところが、五十億円から百億円というのは百九十四件しかないので、ですから、そうなるべると五十億円でもそんなに事務は停滯しないのではないか、そういうことがました。

○中野(清)委員 中野清でございます。

私は、平和・改革を代表しまして、質問いたしました。

近時の経済環境激変の中、企業は、合併等による企業間連携を深めまして、事業を効率的に行なうとする動きが見られます。そして、企業合併

は毎年一千件を超えており、年々ふえてきております。

小企業の心配としては、市場の規模によつては競争的制限になる場合もあるはずだ、その場合はどういうふうに対応するか。この二点について、まず簡単に御説明願いたいと思います。

○塩田政府委員 今回の改正法案におきまして、結合について届け出等の手続の面の簡素化を行うものでありまして、企業にとって負担軽減につながるものと考えるのでありますけれども、反面、この合併や結合が力によって中小企業の存立を脅かすものであつてはいけないと思っております。

また、独禁法を所管する公正取引委員会におかれては、経済憲法とも言われる独禁法の重要性を踏まえまして、この機能強化を強く求めてい

るところであり、特に違反事件に対してはより一層の厳正な対応が必要と私は考えております。私は、今回の改正案について、その内容とともに、公正取引委員会の積極的な活動を求める立場から、何点か質問をさせていただきます。

今、渡辺委員からもちょっと触れられた問題でございますけれども、そそ切り要件として、資産合計額が百億円以上の会社と十億円以上の会社と、この引き上げをするということを検討をした

先ほどの答弁とダブるところがござりますけれども、競争制限となるような企業結合は禁止するというところは、従前どおりといいますか、今回は特に改正をしないということであります。

今回のそそ切り要件等につきましては、株式保有報告義務の対象の会社を総資産二十億円といつたのは昭和五十二年の法律改正の際でございましたが、その後、結構年月がたつて、国民経済も大きくなつて、この引き上げをするということを検討をした

そこで、これは、要するに独禁法上問題となり得る可能性が少ないものについては、足切りで報告義務の対象から落とすということをございました。したがつて、そういう意味で百億円という上限を設定いたしたわけでありますけれども、先生御指摘のように、私ども四章研といいますか研究会でこの問題等の議論をしていたいた際に、各種の経済団体等からもヒアリングといいますか、出席していただいて、いろいろと御意見をいただきました。その中で、中小企業関係者の方々からは、いきなり百億というのではなくて五十億、百億ではやはり問題があるので、百億では低過ぎるので、上げたらどうだ

という御意見もあつたわけであります。ただ、これはあくまでも報告等の義務をかけることと、それがもしなくなつた場合に、これから何を判断基準として合併について認めていくこととされるのか、この公取の姿勢をまずお伺いしたいと思います。

○根來政府委員 ただいまお尋ねの中に、「二五%

ルール」ということが言われているところでござりますけれども、これは、「二五%以上のシェアがある場合には合併を認めない」という趣旨ではございませんで、二五%というのを一つの区切りにいたしまして、それ以上のものについて重点的に審査

する、こういう趣旨でござりますので、ひとつそ

の辺よろしくお願ひしたい、こういうふうに思つております。

したがいまして、仮に一社のシェアが二五%以上あるいは合併会社のシェアが二五%以上になる

ということに相なりましても、それがこの十五条第一項の一定取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合は、これは合併は認められないのではござりますけれども、それに当たらぬい場合は合併が認められるということあります。

ですから、あくまでも、これまでのガイドラインなどいうところに詳細書いておりませんけれども、一定の取引分野における競争を実質的に制限するか否か、そういうことを一つの基準にして判断するわけでございますので、仮に二五%以上のシェアを超えることがございましても、認可することもござりますし、認可しないこともあるというふうに御理解いただければ幸いでございます。

○中野(清)委員 今、委員長の御答弁ですと、二

五%ルールのことはわかりました。そうします

と、それでは何をこれから判断基準にするのだ

そうすると、ガイドラインだとおっしゃいますけ

れども、私もちょっと読ませてもらいましたけれ

ども、なかなか難しい、それが一つ。それをもう

一回答えてください。

それからもう一点は、そうなつてくると、とも

すれば、これは決して私はそつとは言いませんけ

れども、公取が恣意的な運用をするおそれがある

のじゃないか、そういう懸念をぜひ払拭してもら

いたい。そういう意味では、運用の透明性とい

うのをどうやって確保していくか。それと、ガイ

ドラインの話がございましたから、その両方を

もう一回説明してください、おっしゃっているこ

とが私はよくわかりませんから。

○根來(政府)委員 こういう規定自身が非常に抽象的でございますので、その当てはめということについては難しい問題がいろいろあるかと思います。ですけれども、先ほど御質問がございましたように、具体的な事案ということについてはなるべくオープンにしていろいろ両者の批判を仰ぐといふ立場、これは国会の附帯決議にもございましたが、そういう立場で私どもはやっているわけでござりますので、これまでの具体的な事案の積み上

げによりまして、大体こういう案件はセーフにな

るのじゃないかとか、あるいはこういう案件はア

ウトになるのじゃないかということは、そういう

具体的な案件の今までの実績によりまして判断がつ

く問題だ、こういうふうに考えております。

それから、これも、合併の届け出があつて私ど

もがそこで判断するということではなくて、これ

までいろいろいる問題がありましたように、事前相

談ということでおざいまして、これは私どもの方

の意見を相手に押しつけるということではなく

て、私どもの意見も申し上げて、相手の立場も聞

きまして、そして先ほど申しました十五条の規定

に抵触するであろうかどうかということを議論し

まして判断する問題でござります。ここで細か

上げる余裕はございませんけれども、そういうこ

とでござりますので、決して私どもが恣意的に、

勝手に判断するということはあり得ない、こうい

うふうに思っております。

○中野(清)委員 今おっしゃった事前相談につい

ても私は意見がございませんけれども、ちょっとそ

れを後にいたしまして、先に進ませていただきま

す。

私は、今規制緩和が時代の流れだ、これはよく

承知しておりますし、そう思います。しかし、企

業合併や企業合併が進みますと、結果として大企

業の優越的地位の乱用とか市場支配力の横暴とい

うものがあるということは事実だと思うのですが

もう一回説明してください、おっしゃっているこ

とが私はよくわかりませんから。

○根來(政府)委員 こういう規定自身が非常に抽象

的でございますので、その当てはめということにつ

いては難しい問題がいろいろあるかと思いま

す。ですけれども、先ほど御質問がございました

ように、具体的な事案ということについてはなるべ

くオーブンにしていろいろ両者の批判を仰ぐとい

う立場、これは国会の附帯決議にもございました

が、そういう立場で私どもはやっているわけでござりますので、これまでの具体的な事案の積み上

げによりまして、大体こういう案件はセーフにな

るのじゃないかとか、あるいはこういう案件はア

ウトになるのじゃないかということは、そういう

具体的な案件の今までの実績によりまして判断がつ

く問題だ、こういうふうに考えております。

それから、これも、合併の届け出があつて私ど

もがそこで判断するということではなくて、これ

までいろいろいる問題がありましたように、事前相

談ということでおざいまして、これは私どもの方

の意見を相手に押しつけるということではなく

て、私どもの意見も申し上げて、相手の立場も聞

きまして、そして先ほど申しました十五条の規定

に抵触するであろうかどうかということを議論し

まして判断する問題でござります。ここで細か

上げる余裕はございませんけれども、そういうこ

とでござりますので、決して私どもが恣意的に、

勝手に判断するということはあり得ない、こうい

うふうに思っております。

○中野(清)委員 今おっしゃった事前相談につい

ても私は意見がございませんけれども、ちょっとそ

れを後にいたしまして、先に進ませていただきま

す。

私は、今規制緩和が時代の流れだ、これはよく

承知しておりますし、そう思います。しかし、企

業合併や企業合併が進みますと、結果として大企

業の優越的地位の乱用とか市場支配力の横暴とい

うものがあるということは事実だと思うのですが

もう一回説明してください、おっしゃっているこ

とが私はよくわかりませんから。

○根來(政府)委員 こういう規定自身が非常に抽象

的でございますので、その当てはめということにつ

いては難しい問題がいろいろあるかと思いま

す。ですけれども、先ほど御質問がございました

ように、具体的な事案ということについてはなるべ

くオーブンにしていろいろ両者の批判を仰ぐとい

う立場、これは国会の附帯決議にもございました

が、そういう立場で私どもはやっているわけでござりますので、これまでの具体的な事案の積み上

げによりまして、大体こういう案件はセーフにな

るのじゃないかとか、あるいはこういう案件はア

ウトになるのじゃないかということは、そういう

具体的な案件の今までの実績によりまして判断がつ

く問題だ、こういうふうに考えております。

それから、これも、合併の届け出があつて私ど

もがそこで判断するということではなくて、これ

までいろいろいる問題がありましたように、事前相

談ということでおざいまして、これは私どもの方

の意見を相手に押しつけるということではなく

て、私どもの意見も申し上げて、相手の立場も聞

きまして、そして先ほど申しました十五条の規定

に抵触するであろうかどうかということを議論し

まして判断する問題でござります。ここで細か

上げる余裕はございませんけれども、そういうこ

とでござりますので、決して私どもが恣意的に、

勝手に判断するということはあり得ない、こうい

うふうに思っております。

○中野(清)委員 今おっしゃった事前相談につい

ても私は意見がございませんけれども、ちょっとそ

れを後にいたしまして、先に進ませていただきま

す。

私は、今規制緩和が時代の流れだ、これはよく

承知しておりますし、そう思います。しかし、企

業合併や企業合併が進みますと、結果として大企

業の優越的地位の乱用とか市場支配力の横暴とい

うものがあるということは事実だと思うのですが

もう一回説明してください、おっしゃっているこ

とが私はよくわかりませんから。

○根來(政府)委員 今おっしゃった事前相談につい

ても私は意見がございませんけれども、ちょっとそ

れを後にいたしまして、先に進ませていただきま

す。

私は、今規制緩和が時代の流れだ、これはよく

承知しておりますし、そう思います。しかし、企

業合併や企業合併が進みますと、結果として大企

業の優越的地位の乱用とか市場支配力の横暴とい

うものがあるということは事実だと思うのですが

もう一回説明してください、おっしゃっているこ

とが私はよくわかりませんから。

○中野(清)委員 今おっしゃった事前相談につい

ても私は意見がございませんけれども、ちょっとそ

れを後にいたしまして、先に進ませていただきま

す。

私は、今規制緩和が時代の流れだ、これはよく

承知しておりますし、そう思います。しかし、企

業合併や企業合併が進みますと、結果として大企

業の優越的地位の乱用とか市場支配力の横暴とい

うものがあるということは事実だと思うのですが

もう一回説明してください、おっしゃっているこ

とが私はよくわかりませんから。

○中野(清)委員 今おっしゃった事前相談につい

ても私は意見がございませんけれども、ちょっとそ

れを後にいたしまして、先に進ませて所提供之

おそれがあるという心配を今日でも私はしてお

ります。これは、我が国の中小企業政策の根幹に

かかわる問題でありますから、中小企業に対する

政策的支援というものを公取としてどう考えてい

るか、まずお伺いしたいと思うのです。

そういう中で、例えば、新聞で報道された秩父

小野田セメント、日本セメント、この合併を公取に出

ましたが、そのため私はまだ認めませんでしたけれども、そのときに、当事会社の

対応としてこの両社からこういう文書が公取に出

ているはずです。「生コンメーカー間の競争がセ

メントメーカー間の競争を促すようにするため、

合併新会社が実質的に経営権を有する生コンメー

ター」これを何か直系生コンというそうであり

ますけれども、「生コンメーカーの一部の工場に

ついて、他の生コンメーカーの工場と集約化さ

せ、または実質的経営権を合併新会社の影響が及ぶもので

はないというふうに考えております。

○中野(清)委員 今おっしゃった御説明については、私、納

得しませんから、もう一回言わせていただきま

す。

○中野(清)委員 今おっしゃった御説明については、私、納

得しませんから、もう一回言わせていただきま

せん。

なお、先生御指摘のように、協同組合が協同組合として独占禁止法の適用除外を受けるためには、加入、脱退が自由であるというのが一つの要件になっているということは御存じのとおりでございます。

○中野(清)委員 御承知のように、この組合というのは、いわゆる専業の生コンさん、それから兼業、それと今いわゆる直系生コンと、三つあるわけですね。それでは、組合の方とは会社は少なくとも了解をとってやったのか、それから少なくとも公取が、これは結構だと多分言つたのでしようから、それにしてもそういうことを確認したのかどうか。組合ですね。少なくとも、本人の勝手、自由だ自由だと、大企業なんですよ、三九・三%、四割近い合併をさせる認めていた中において、それは会社の自由だという答弁はダメですよ。そのことをもう一回言ってください。

○塩田政府委員 両セメントメーカーが事前相談の過程で会社の方針としてそういうことをするというふうに言ってこられたということです。まして、我々として、それを相手方にどういうふうに確認したのかしないのかという点については、確認はいたしたところではありません。

○中野(清)委員 そうしますと、今組合の話を聞きましたけれども、公取としては、組合がこれについて承知したとかということについては確認はしましたか。それから、会社にさせましたか。

○塩田政府委員 会社側からそういう申し出があつたということございまして、私どもの方から、生コンの組合なりが直接やったのか、あるいはその会社が生コン組合に話をしたのかという点については、確認はいたしておりません。

したがって、これは、この相談の過程で、会社の方針としてそういうことが示されたということありますので、我々としては、それがしかるべき時期に実施されるであろうということを前提に、これはサービスステーションといいますか、SSSの譲渡なんかについても同様でございますけ

れども、そういう前提で判断をしたものでござります。

○中野(清)委員 今SSSの話が出ましたけれども、四十SSSをいわゆる譲渡または貸与または転用するとか、これは私は当然だと思うのですよ。私はつきり申し上げて、次元が違うのです。その点をもう一回お伺いしたい。

そうしますと、これは委員長にお伺いしたいのですけれども、今私が冒頭に申し上げました、特に北海道地区及び関東地区において共同販売事業から離脱させ、かつ協同組合から脱退させる、そういう方針について、公取としてこれについてはどうお考えか。そして、これについては、少なくともこれをやることによって、業界としての一つの中小企業のいわゆる適用除外との関係を考えるとき、どうお考えか、お答え願いたい。このことについて、通産省もせひ、業界を指導する立場においてこのことをどういうふうに考えていくか、伺いたいと思います。

○根来政府委員 先ほど局長がお答えいたしましたように、今回の合併については、先ほど委員から御指摘がありましたが、シェアが高くなる独立の競争単位とすることによって初めて公正な競争の場が確保されることになる、委員長、いわゆる協同組合こそまさにそれだと思ってるのでござります。

○中野(清)委員 最後に、この問題でもう一回言いますが、大企業と無差別に単純な競争原理を強いることなく、中小企業を組織化し、その組織を独立の競争単位とすることによって公正な競争の場が確保されることになる、委員長、いわゆる協同組合こそまさにそれだと思ってるのでござります。

私は、委員長さんのいつもの御見識については敬服しておりますけれども、そういう中で、例えばこの問題、公取の資料によりますと、例えば東京都は五一・一%とか、それから北海道の札幌、函館が五二%だ、全国平均が三九%のシェアの中でもそなっている。しかも、シェアが高ければ、普通は値段が高いはずだ、そういうふうに言われているのですね。当たり前ですね。

もちろん、委員が御指摘のように、この問題については、裏からあるいは表からいろいろ検討した場合に、問題がないというわけではございません。もちろん、この合併の際には、そういうことを実行されているかどうか、あるいは実行されない場合に、問題があるというわけではございません。どちらかと云はば、この問題が、公取の資料によりますと、例えは東京都は五一・一%とか、それから北海道の札幌、函館が五二%だ、全国平均が三九%のシェアの中でもそなっている。しかも、シェアが高ければ、普通は値段が高いはずだ、そういうふうに言われているのですね。当たり前ですね。

ら十分見守っていかなければならない話でござります。

つけ加えて申しますと、そういう中小企業の保護あるいは協同組合の保護ということについても、四十SSSをいわゆる譲渡または貸与または転用するとか、これは私は当然だと思うのですよ。私は、従来から、委員から御指摘がありましたように、間違なく行っていくつもりでござります。

○水谷政府委員 お答え申し上げます。

これまで公正取引委員会御当局から御答弁ございましたように、今回の合併に係ります措置につきましては、生産、流通、セメントの販売体制、方法についても総合的に見直すこととされたと承知いたしております。その結果、サービスステーションの統合、生コン会社の集約化、共同販売事業からの一部の離脱等を関係業界が自主的に決定をされたと伺つておるところでござります。

通産省といたしましても、公正取引委員会と連携をとりながら、今回とることとされました措置が円滑に進められるよう期待をしているところでござります。

○中野(清)委員 最後に、この問題でもう一回言いますが、大企業と無差別に単純な競争原理を強いることなく、中小企業を組織化し、その組織を独立の競争単位とすることによって公正な競争の場が確保されることになる、委員長、いわゆる協同組合こそまさにそれだと思ってるのでござります。

私は、委員長さんのいつもの御見識については敬服しておりますけれども、そういう中で、例えばこの問題、公取の資料によりますと、例えは東京都は五一・一%とか、それから北海道の札幌、函館が五二%だ、全国平均が三九%のシェアの中でもそなっている。しかも、シェアが高ければ、普通は値段が高いはずだ、そういうふうに言われているのですね。当たり前ですね。

もちろん、委員が御指摘のように、この問題については、裏からあるいは表からいろいろ検討した場合に、問題がないというわけではございません。もちろん、この合併の際には、そういうことを実行されているかどうか、あるいは実行されない場合に、問題があるというわけではございません。どちらかと云はば、この問題が、公取の資料によりますと、例えは東京都は五一・一%とか、それから北海道の札幌、函館が五二%だ、全国平均が三九%のシェアの中でもそなっている。しかも、シェアが高ければ、普通は値段が高いはずだ、そういうふうに言われているのですね。当たり前ですね。

はつきり申し上げて。そうすると、論理の矛盾じゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○塩田政府委員 企業結合等の審査に当たっては、従来から、委員から御指摘がありましたように、競争の観点で、業界としての一つの規制緩和ではないといふべき規制緩和を考慮しないというような趣旨の御発言だと思います。ただ、規制緩和を考慮するのも、今回のこの改正法がお認めといいますか、届け出義務から外れるものがござります。

したがって、従来は事務処理基準といいますか、ガイドラインの中で、すべての合併について事前に届け出がありますから、その中でどういう規定としております。その結果、サービスステーションの統合、生コン会社の集約化、共同販売事業からの一部の離脱等を関係業界が自主的に決定をされたと伺つておるところでござります。

通産省といたしましても、公正取引委員会と連携をとりながら、今回とることとされました措置が円滑に進められるよう期待をしているところでござります。

○中野(清)委員 最後に、この問題でもう一回言いますが、大企業と無差別に単純な競争原理を強いることなく、中小企業を組織化し、その組織を独立の競争単位とすることによって公正な競争の場が確保されることになる、委員長、いわゆる協同組合こそまさにそれだと思ってるのでござります。

私は、委員長さんのいつもの御見識については敬服しておりますけれども、そういう中で、例えばこの問題、公取の資料によりますと、例えは東京都は五一・一%とか、それから北海道の札幌、函館が五二%だ、全国平均が三九%のシェアの中でもそなっている。しかも、シェアが高ければ、普通は値段が高いはずだ、そういうふうに言われているのですね。当たり前ですね。

もちろん、委員が御指摘のように、この問題については、裏からあるいは表からいろいろ検討した場合に、問題がないというわけではございません。もちろん、この合併の際には、そういうことを実行されているかどうか、あるいは実行されない場合に、問題があるというわけではございません。どちらかと云はば、この問題が、公取の資料によりますと、例えは東京都は五一・一%とか、それから北海道の札幌、函館が五二%だ、全国平均が三九%のシェアの中でもそなっている。しかも、シェアが高ければ、普通は値段が高いはずだ、そういうふうに言われているのですね。当たり前ですね。

日強く求められているような気がしておりますけれども、この必要性とか、特に差しとめ請求制度の性格や対象とする不正競争行為とは何を考えているか。それから、法制化への道筋と課題、それからまた、特に独禁法違反はやり得というような風潮がいまだに残っている。それについて、これは時間があまりませんので簡単に答えてください。
○根来政府委員 先ほど申しましたように、私どもも研究会を設けまして、また通産省の方にも研究会があるように伺っておりますけれども、研究会の結果を見て適切に対処したいと思います。
いろいろ御指摘の点は大きな問題を抱えておりますので、慎重に対応したい、こういうふうに考えております。
○中野清二委員 これについては、まだこれから話でござりますけれども、特に日本の司法制度が、特許もそうですけれども、私はおくれていてると思いますよ。ぜひ、委員長を初めとして皆さんの努力を期待したいと思います。
それから最後に、ローソンとか、先ほど渡辺委員が言った不当廉売、その問題についてちょっと触れさせていただきたいと思います。
ダイエー系の大手コンビニエンスチェーンのローソンが、四月二十八日ですか、独禁法違反の疑いで公取の立入検査を受けた問題について、新聞では、社内調査の結果として、取り上げられたいた日用品雑貨の一円納品について事実があったと認めた上で、さらに昨年十一月にはソフトドリンクキャンペーンでも同様な納品があったと明らかにしておるようでございます。
また、四月には十四インチテレビ、またパソコンが千八百八十円、それから電子敷毛布が百円、これは家電のコジマが不当廉売という警告を公取から受けたというニュースを伺いまして、こういう問題がなかなか白黒つけにくい。
そういう中で、はつきり申し上げて時間が随分たつたなという気はありますけれども、やはり公取が一生懸命やっているその決意について敬意を表しながら、私はこの質問をさせてもらいたいと

第一に、このような事実を公取として、今新聞報道ばかりでございましたけれども、事実としてあつたのかどうか確認をしていただきたい。

私は、あのダイエーの中内さん、すばらしい方だと思っていますけれども、中内さんが日本のな仕組み、商慣習のあいまいなところが出てとおしゃっているようでございますが、私どもが専故した中内さんというのは、流通革命の大義のもとに日本のな仕組みや商慣習を打破して価格破壊をするのだと言った方だと思っております。その方がそういうことを言われたということについては、私は実に残念だと思っております。

例えば、会社の緊急調査委員会で実態を解明すると言っているけれども、これを公取としてどう考へておられるか。また、公取としてこの両社に対してどのような対応をしていくか、まずお伺いしたいと思います。

○根來政府委員 新聞に報道されたとおりでござりますけれども、私どもは、具体的案件でござりますからこれは厳正に審査いたしまして、その審査の結果を見まして適切に対処するということをございますし、将来同じような問題が起こりましたら、これも同様に適切に対処すると言つしかなれないわけでござります。

○中野(清)委員 今委員長のお話のとおり、個別の案件について伺うということでおれに私から質問をしたいと思いますから、ひとつ御理解願いたい。

そうしますと、例えば、私がここに持つておるのですけれども、これは公取が出しました大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査、これが平成七年であります。それからもう一つは、「食品取引における優越的地位の濫用行為の実態と対応」という本が食品産業センター等で出しております。

これを私は読ませていただいて、ちょっととまず最初にお伺いしたいのは、例えば、そういううで、押しつけ販売とか、返品とか、従業員の派

遺だとか、協賛金等の自負だと、多頻度にわざわざ小口配達の要求だと、それからセンターフィーといいますか、そういうものの要求だととか、買いたきだとか、それからプライベート商品に係る事項とか、いろいろな事例が書いてありますね。これについてどのようにお考えになつていらっしゃるか。

私が調べたところによりますと、少なくとも取りさんがやつたこの資料だけ見ましても、はつきり申し上げて、この報告書の中には、そういう問題についてやはりある程度の効果があつたと御自分自身でもおっしゃっています。

ということは、委員長、率直に私は思うのですが、けれども、独禁法というものが本当に現場のものになつてているのだろうかということなんですよ。法律のことを言つたってわかりっこないのです。さっき言った合併にしても、なかなかガイドランではわからない。いわんや日常の行為であります。しかも相手があるので、生活があるのであります。

その中で、私はまず伺いたいのは、この実態調査もそうですが、こういう具体的にあつたと問題をどういうふうに調査したのか。少なくとも、この問題は一つあると私は思つのです。裏表題を調べるということが一つ。それからもう一つは、教育的といいますか、P.R.といいましょうか、何が独禁法違反なんだということをわからせなければ、委員長、申しわけないけれども、はつきり申し上げて、こんなことはなくなりっこないのですよ。そういう点での公取の対応についてどう考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○根來 政府委員　過去いろいろこういう席で申上げましたけれども、確かに独占禁止法といつのは昭和二十二年にできましてから五十年たつたわけですよ。そういう点での公取の対応についてどうぞござります。この規制緩和という声に合わせまして

て、私たち公正取引委員会も同じように回っています。必要があるのでござりますけれども、なかなかいろいろの問題がありましてそうは回っていかない、こういう点に委員がもどかしさを感じられてるというふうに理解するわけであります。されども、私どもは五百五十人という少ない人員で、少ない予算で、できるだけそういう問題について実態調査をし、またその都度、教育的見地から注意を与え、また悪質な問題については審査をし、適切な処分をするというふうな態度でやっているわけでございますので、この上とも御理解を賜りたいと思います。

○中野(清)委員 最後に、私は、前に委員長に商工会議所や商工会、全国の三千三百のネットワークをつくるてもらいたいとお願いをしました。この問題については、皆さんが指針を発表しただけでも効果があるという結果が出ております。まして、この問題について、特に取引の関係でありますから非常に難しい。しかも、食品業界だけではなくて、家電の問題一つとりましても、不當廉売という話がありました。果たして不当廉売だけだろうか。そこに今言った優越的地位の乱用によっての仕入れが行われていなかということもあるのです。

どうかそういう意味で、これからネットワークについてどういうふうにお考えか。今までの七つの管轄、委員長がおっしゃったように、人の問題について、当然私もそういうふうな意味でもって感じたわけでございますから、どういうふうにこれからネットワークを広げていただきか、情報網を広げていただきか、しかも公取の調査に協力してもらうか、そういう立場でのネットワークの拡大について最後に御意見を伺つて、やめます。

○根来政府委員 たゞ重なる貴重な御提案をいたしました、私どもも、及ばずながら、その御提案に応じて、商工会議所あるいは地方の商工会といいますか、そういうこと、あるいは実情調査といふことに御協力をいただきたい、こういうふうにネットワークを組みまして、独占禁止法の普及と

に思つておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○中野(清)委員 終わります。

○斎藤委員長 次に、小池百合子君。

先ほどもお触れになられた最近の業界等々の大再編、メガコンペティションの時代を目の当たりにいたしまして、今回の独禁法の改正は、まさに運きに失したという感覚を持っているところでございます。

特に、自動車業界の大きなうねりといいますのは、かつては我が国の自動車産業が世界のもしくはアメリカの産業を買取るのではないかといった勢いから考えますと、まさに隔世の感があるところでございます。また、本日報道されております、情報通信などにおきましても、アメリカではSBCとアーティック、それから、金融ビッグバンということではせんだけのシティコープとトライアーズなどいうことで、あちこちの業界で今ビッグバンが行われているということを感じます。

そのためにも、今回のこの独禁法の改正は、一部、技術的な部分も多いようではございますけれども、この大きな世界そして我が国を取り巻く経済情勢、そしてその環境をかんがみまして、必要な要件であろうというように思つております。まず、この辺、平成七年からの御検討というところでございますが、公取委員長、この改正について、運きに失したのではないだろうかという考え方についてどうお考えなのか、まずはお聞かせください。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○根來政府委員 御指摘のとおりでございますけれども、これは閣議決定もあり、あるいは、その閣議決定に基づきまして私どもは研究会を設置いたしました。国際的な観点、国内的な問題、そういうことについていろいろヒアリングを行いました。

で今日に至つたわけございましたので、私どもは内部の者としては、精いっぱいやったというふうに考えております。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。

独禁法、公取法改正について、関連して御質問をさせていただきます。

先ほどもお触れになられた最近の業界等々の大再編、メガコンペティションの時代を目の当たりにいたしまして、今回の独禁法の改正は、まさに運きに失したという感覚を持っているところでございます。

特に、自動車業界の大きなうねりといいますのは、かつては我が国の自動車産業が世界のもしくはアメリカの産業を買取るのではないかといった勢いから考えますと、まさに隔世の感があるところでございます。また、本日報道されております、情報通信などにおきましても、アメリカではSBCとアーティック、それから、金融ビッグバンということではせんだけのシティコープとトライアーズなどいうことで、あちこちの業界で今ビッグバンが行われているということを感じます。

そのためにも、今回のこの独禁法の改正は、一部、技術的な部分も多いようではございますけれども、この大きな世界そして我が国を取り巻く経済情勢、そしてその環境をかんがみまして、必要な要件であろうというように思つております。まず、この辺、平成七年からの御検討というところでございますが、公取委員長、この改正について、運きに失したのではないだろうかという考え方についてどうお考えなのか、まずはお聞かせください。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○根來政府委員 御指摘のとおりでございますけれども、これは閣議決定もあり、あるいは、その閣議決定に基づきまして私どもは研究会を設置いたしました。国際的な観点、国内的な問題、そういうことについていろいろヒアリングを行いました。

ようなことで、これまで何年もそちらの方に力を、エネルギーを費やしてきたわけございま

せんだけのダイムラー・ベンツとクライスラー、さらには、それに日産ディーゼルを巻き込

んで、日米欧を巻き込んでの大きな自動車の再

編、さらには、先ほども申し上げましたような通

信の世界、そして金融の世界、こういうふうなま

さにボーダーを超える企業が出でくることによつて、では、日本という国家の主権であるとか今後

の国家の政策などというのはどういう位置づけに

なると見ておられるのか。

つまり、かつて私、お会いしたことのあるイギ

リスのアンソニー・サンプソン氏が、これから

は、国家というよりも、世界企業が国家の役割を

するのだというふうなことを提言というか、おっ

しゃつておられまして、うん、そうかなと。

つまり、企業が国を選ぶ時代になるわけだか

の事情を待つてくれない。

せんだけ、私もワシントンに行ってまいりました。

私は参加いたしました国際会議の中でも、一つ

の大きなテーマは、これはアメリカの問題でござ

りますけれども、財政黒字をどう使うかというよ

うな、大変な危機感を感じてまいりました。

そこで、日本が世界の大きな渦からもう既にスピ

ンアウトしてしまっているのではないかというよう

な、大変な危機感を感じてまいりました。

そこで、日本が世界の大きな渦からもう既にスピ

ンアウトしてしまっているのではないかというよう

な、大変な危機感を感じてまいりました。

そこで、日本が世界の大きな渦からもう既にスピ

ンアウトしてしまっているのではないかというよう

な、大変な危機感を感じてまいりました。

そういうことで、企業間における相互協力関係とい

うものがてきており、また、それは深まつ

ることになるわけございまして、そういう要請

がない時期になってきた。他方、環境とか安全問

題といつたような新しい社会的な要請にもこたえ

ていなければいかぬ。そしてまた、世界的に

マーケットが広がっていく、発展途上国の発展等

によりましてマーケットが広がっていく中で、多

様な消費者のニーズにこたえていくといったよう

なことになるわけございまして、そういう要請

に対応していくためにはとても一社ではできない

といふことで、企業間における相互協力関係とい

うものがてきており、また、それは深まつ

ていくというふうに私ども考えております。まことに、先生御指摘のように、企業が国を選ぶとい

ういうことで、企業間における相互協力関係とい

うものがてきており、また、それは深まつ

ていくというふうに私ども考えております。ま

ことに、先生御指摘のように、企業が国を選ぶとい

ういうことで、企業間における相互協力関係とい

うものがきており、また、それは深まつ

ていくというふうに私ども考えております。ま

ことに、先生御指摘のように、企業が国を選ぶとい

ういうことで、企業間における相互協力関係とい

うものがきており、また、それは深まつ

ていくというふうに私ども考えております。ま

ことに、先生御指摘のように、企業が国を選ぶとい

ういうふうに考えております。

○小池委員 では、日本がその選ばれる国になる

ためには、どういう政策、今経済構造改革とい

うことをおっしゃいましたけれども、具体的にはど

ういうことを指しているのか。伊佐山局長、いか

が、独禁法そのものは経済活動の憲法というふうに私は認識しております。また、公取委員会の皆さん方に、さらにこれからますますその役割が高まっていくであろうというふうに思っております。以前、公取の機構改革のときも、むとさらに強化するような陣容にしていいというふうに私は考えていました。

これは最近各省庁でよくチェックされていることでござりますけれども、そもそも公取委員会の陣容でございますが、この中にどれぐらいの他の省庁もしくは民間からの出向者がおられるのか、教えてください。

○塙田政府委員 様お答えをいたします。

公正取引委員会の事務総局への他の組織からの出向状況でございますが、現在で五十九名。内訳は、官房が八名、経済取引局、取引部は別といたしまして、私のところが十三名、それから経済取引局の取引部が十四名、審査局が十八名、それから地方事務所ではございますが、これが六名といふことで、五十九名ということでございます。全体の定数が五百五十前後でございますので、一割をちょっと超えているということかと思います。

それから 出身元といいますか派遣元の方でござりますけれども、法務省から十二名、大蔵省、国税庁を含みますけれども九名、総務庁から七名、総理府、郵政省から各四名、そういうことで二十一の省庁等から受け入れております。

公正取引委員会は、従来から、幅広いろいろな視野の人材を育成する、多様な人材の登用を図るというようなことで、こういった受け入れをすると同時に、あわせて公正取引委員会の方からほのかの省庁等に派遣をするということもやってきておりますので、これからもこういった方向で適切にやっていきたいというふうに考えております。

○小池委員 今は各省庁からの出向者の御報告でございましてけれども、民間関係、半官でも結構でございますが、全くおられないのでしょうか。

○塩田政府委員 民間企業は三名ということだと思います。日本たばこ産業、それから東日本旅客鉄道、それから日本電信電話株式会社、NTTでござります、「この三名」。それから、民間会社ではございませんけれども、国民金融公庫から一名。それから、行政機関ではありませんけれども、裁判所あるいは参議院から受け入れているところでござります。

○小池委員 それぞれの交流等々もあってよろしいのでしようけれども、私は基本的に、公取といふのはやはり独立機関であるべきだというふうに思います。

むしろ、公取のプロパーの方々が民間企業に向なさって、そしてその現場を知つて、そしてまたお戻りになるというのならばこれは研修の意味は非常に大きいと思うのですけれども、他省庁からの出向、日本の場合は、労働市場の流動性がなないということ、そのほか年金等々の問題もあつて、一たんやめてまた次のところに移るというような形がないので、これは大蔵省などのときも問題になつたのですけれども、出向者がまたそこに戻っていくことが結局しがらみをつくってしまって、お互いの情報交換を超えた形が問題になつてゐるわけござります。

よつて、出向というのは、特に公取のような独立機関であるべき存在が出向の受け入れといつては、もう一度改めて見直す必要があるのではないかと思います。

特に、今プライバティゼーション、民営化ということで、日本たばこ、JR東日本、それからNTTということですけれども、ここも既に、例えばNTTなんかでも、今回はアメリカで起つた合併でござりますけれども、NTTだって既にこれからの中合併その他の対象になるわけですね。たゞ、とえ部局が違うといったとしてもやはりこれはどこかで何らかの情報を、逆の情報を得るとか、そういったことも考えられる。ということで、既に民営化したところの職員を、これまでの慣行でいることだけで出向者を受け入れ続けるというの

は、これは私はおかしいと思います。
逆にどういったところに職員を出向なされてお
られるのか、御報告ください。

○塙田政府委員　お答えをいたします。

出向者の受け入れの関係で、今、公正取引委員会の独立性等の観点あるいは職務の適正性の観点で問題になるようなことは避けなければいけないということは、全くおっしゃるつもります。したがって、現在におきましても、出向者を受け入れた場合の担当していただく仕事等については、それなりに配慮して配置をしているつもりでございます。

それから、私どもの方からお願ひをして出向している数、あるいはその行き先でござりますが、現時点で合計で二十七名でございます。

それで、民間企業への出向というのは、恐縮でござりますけれどもゼロでございまして、預金保険機構、ここへ一名行っているところがございまします。あとは、会計検査院を初めとする各省庁ということでございます。

○小池委員　民間企業からの、かつての公営であつたとしても、こういった一たんは民営化したことから受け入れというのは、ぜひとも厳正に改めていただきたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○根來政府委員　ただいま具体的な人事につきましては十分考えて対処したいと思いますが、私は、若干先生の御意見と違うところは、公正取引委員会というものは独立機関でありまして、そういう意味で、ある意味では目もふたし、耳もふたし、鼻もふたをしているという関係があると思します。ですから、むしろ人事交流を活発にいたしましてほかの血を入れるということが必要ではなさいか。私は途中入社といいますか、公正取引委員会にお世話をになりまして一年半になるわけでございますが、むしろ私はそういう感じがしているわけでござります。

ただ、私どもの職員が民間に出るということは

大変結構なことでござりますが、これは人事的に退職金の問題とか共済の掛金の問題とか、そういういろいろな難しい問題がございまして、これはある意味では人事院なり総理府にお願いして改善を図つていただきたいことが前提であるうと思ひますが、私は、むしろほかの方に大勢来ていたらしくということが必要であろうと思っております。それから、その反面としまして、そういうほかの使命を担つて役所へ来るということは、これはいけないことでござりますから、それは今までの経験を生かすことはいいのですけれども、そういうおしゃらみといいますか、そういうものを抱えてくるということは、役人としてはこれは最も唾棄すべきことであろうと思っております。

○小池委員 質問時間が終わりました。

何よりも、まずは、大蔵の指定席でありました公取の委員長の座に今根來委員長が座つておられるということが、一つの大きな改革の一歩だらうと思ひます。

交流その他、なかなかできないのは、終身雇用、そしてそれにまつわる社会保障などの点が日本は硬直化し過ぎていてそれを許せないというようなこと。ですから、極めて全体的な見直しだれうと思ひますが、実際の現場の感覚を持つた公取が、これからこの独禁法という、憲法の番人として、そしてまた、これから世界の目まぐるしい動きにしつかりと、追いつくというのじゃ運いですね、それよりもこういう形での経済があるというようなことをむしろ先を見通すような形で御活動をお願いしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○齊藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私、きょうは、株式所有報告制度について最初に伺いたいと思います。

改正案によりますと、国内の親子会社加算後総資産百億円超の会社が、総資産十億円超の会社の株式を一定割合を超えて取得した場合に、三十日

どうか。私は、人手不足で調査が追いつかないという状態なのか、そうだったら大変だと思うのですが、我が党としては、衆参でこの問題を提起してから半年たつわけですが、一体、調査はどう進んできたのか、伺いたいと思います。

○上杉政府委員 お答えいたします。

商工委員会等におきまして具体的に指摘のあったフランチャイズ本部につきましては、本部からも事情聴取し、また、関係者からも事情聴取するということです、実態を把握いたしております。

それから、こういう場以外にも、最近、マスコミ等におきまして具体的な摘示がなされておりま

す。
私ども、昭和五十八年に「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」というのを公表いたしまして、その考え方沿った適切な本部の経営が行われることを期待しているわけでござりますけれども、その考え方を十分に踏まえた経営かなざされているかどうか、関心を持つて見守っておりまして、必要な情報収集を行つて、適切に対応していきたいと考えております。

○吉井委員 今おっしゃった、昭和五十八年の九月の「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」私も読みました。これは、このとおり実際に進められる、それが実際に進められるように公取の方がきちんと厳しくやつておられたら、本来こういうことはあるはずがないわけですが、現実にあつた。現実にあつたということがわかつて、昨年の国会で、もう半年前ですよ、衆参両院で提起されてから、その後もこの事態がずっと続いているわけです。

そこで、公取としては、加入段階での根拠のない説明や詐欺的行為、フランチャイズ契約後の優越的地位の乱用による不公正取引の実態について徹底した調査をやって、正常な取引関係に正しされる。私は、これは委員長を先頭にして厳しい決意を持って臨んでいただきたいと思いますが、公取委員長、どうですか。

○根來政府委員 ただいま御指摘のような事案に對しては、私もお聞きしていたところ、私どもの役所としては厳正に対処すべきものと考えております。

ただ、私、全く私見で、ひとり言のようなものでございますが、これは公正取引委員会だけが

指摘のありましたように、のこぎりを持って切るとか、そういうのは明らかに刑法犯でござりますし、詐欺といえば刑法犯でござりますから、これは私どもだけに申された話ではないと思しますから、全体的に受け取りまして、関係各省ともいろいろ話をして適切な対応をしたい、こういうふうに考えております。

○吉井委員 私、この問題は本当に公取の姿勢が問われる問題だと思っているのです。

○吉井委員 私、この問題は本当に公取の姿勢がおっしゃったように、公取だけで何もかもとうことを言っているわけじゃないけれども、しかし、一番国民が期待しているそこが姿勢がきちっとしてくれないとどうまいきませんから、そして、それが一番冒頭に取り上げた、今日の株式所有報告制度を初めてとする公取の姿勢が非常に緩んできている、私はそのことを懸念しておりますので、厳正にこの問題に対処されるように重ねて求めまして、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

○齊藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許しました。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表し、たいへん議題となりました、いわゆる独禁法一部改正案に對して、反対の討論を行います。
改正案には、合併、営業譲り受け等の審査手続の改正、外国会社への規制対象範囲の拡大などの理

由により本改正案に反対するものであります。
第一に、財界、大企業の要求に沿つて、リストラ、事業再編などを進める大企業の負担軽減を図るものだからであります。

経団連は、九七年一月、世界的な大競争時代の中で国際競争力を維持していくためには独禁法の

企業結合規制を抜本的に見直すべきだとして、純粹持株会社の認可、大規模事業会社の株式保有総額規制の廃止、株式所有年次報告書制度の簡素化など、手続規制の大幅見直しを提言しました。今回の手続規制の大幅緩和は、昨年強行された純粹持株会社の解禁などに統いて、財界、大企業の要求を全面的に実現するとともに、その負担を大幅に軽減するものであります。

第二に、株式保有報告制度及び合併、営業譲り受けの届け出制度の対象範囲を狭めることができます。企業結合、企業合併の監視を弱め、大企業子会社の合併、買収を加速させて、過度の事業支配力の集中と競争の実質的制限につながる危険があることです。

例えば日立製作所では、子会社八百五十八社に関連会社を加え千五十六社となっているなど、我が国の大企業は、欧米の企業に比べて、異常に多くの子会社等を傘下におさめています。持株比率一〇%未満の関連会社に対する実質的な支配関係も多く見られます。

したがつて、総資産二十億円超の会社すべてに義務づけられている株式所有報告制度を親子会社加算後総資産百億円超に引き上げ、株式所有比率一〇%未満のものは報告義務なしとすることは、企業結合規制の監視を大幅に弱めるものであります。

また、親子会社加算後総資産百億円以下の会社の合併、営業譲り受けを届け出不要とするなどにより、届け出件数はおののおの現在の一千二百七十一件から約二三百件、一千四百七十六件から約五百件に激減すると予想されています。このこと

軽減させるだけでなく、大企業と子会社、関連会社の合併、買収を促進し、競争の実質的制限につながらざるを得ないのであります。役員兼任の届け出制度の廃止も同様です。

公取委は、現在、会社の合併等の審査に関する事務処理基準、いわゆる合併ガイドラインを定め、合併当事会社の市場占有率(五%以上などの)選別基準を設けて合併審査を行っています。しかし、近年、この運用姿勢が大きく後退し、紙・パルプ、石油化学、セメントなどの大型合併が相次いでいます。が、財界の強い要求に沿つて、二五%基準さえ撤廃が検討されていると伝えられています。法改正に伴つて、こうした運用緩和今まで行われれば、市場支配力の過度の集中と競争の実質的制限につながり、消費者利益の確保、国民経済の健全な発展の障害にならざるを得ません。

最後に、我が国の競争政策は、独禁法の本来の目的に沿つて厳正に運用され、そのためには必要な公取委員会の体制強化も強く要求して、討論を終わります。(拍手)
○齊藤委員長 これにて討論は終局いたしました。
○齊藤委員長 これにて討論は終局いたしました。
○齊藤委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、私の独占の禁止及び公取取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。
○齊藤委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○齊藤委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
○齊藤委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齊藤委員長 次に、内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び特定家庭用機器再商品化法案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。堺内通産業大臣。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

特定家庭用機器再商品化法案
〔本号末尾に掲載〕

○堺内通産業大臣 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、從来から、燃料資源の輸入依存度及び石油依存度が高く、脆弱なエネルギー供給構造を有しております。こうした事情に加え、近年、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加が見られ、今後もアジア諸国を中心とする発展途上国でのエネルギー需要の急増が予想されること、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念が高まっていること等、我が国のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境は大きく変化している状況にあります。特に、昨年末に開催された地球温暖化防止京都会議の議論を背景に、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の削減を図るべき、その発生源の約九割を占めるエネルギーの使用量を抑制することが喫緊の課題とされているところであります。

このような状況を踏まえ、政府といたしましては、エネルギーの使用の合理化の措置をこれまで以上に徹底する必要があるとの認識に立ち、この

たび、エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

第一に、工場及び事業場に係る措置の抜本的強化であります。

その改正の第一点は、現在、製造業、鉱業等の工場または事業場のうちエネルギー消費量が大規模であるものとして指定をされているエネルギーの管理指定工場に対して、新たにエネルギーの使用の合理化の中長期的な計画の作成及びその提出を義務づけることであります。

第二点は、新たに対象を広く全業種に拡大し、エネルギーに対する監理員の選任義務やエネルギー使用状況の記録義務を設けるとともに、エネルギーの使用の合理化が著しく不十分である工場に対する勧告の措置を創設することであります。

第三に、特定家庭用機器の確実な製造業者等への引き渡しを担保するための管理票制度を導入することにより特定家庭用機器の不法投棄、不適正処理の防止に努めること、廃棄物処理法の特例その他所要の措置について定めることとしております。

以上が、この法案の提案理由及び要旨であります。

このため、金属、ガラス等有用な資源を多く含み、再商品化等による廃棄物の減量に効果のある小売業者による収集運搬及び製造業者等による再商品化等を適正かつ円滑に実施する新たな仕組みを構築し、もって廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために、今般、本法案を提案いたします。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、小売業者は、みずからが過去に販売した特定家庭用機器の引き取りを求められたときまたは販売に際し排出される特定家庭用機器の引き取りを求められたときは、その特定家庭用機器を引き取り、確実に製造業者等に引き渡す義務を負うこととしております。また、製造業者、輸入業者は、みずからが製造等した特定家庭用機器が廃棄物となつたものの再商品化等の義務を負うこととしております。さらに、小売業者及び製造業者等は、特定家庭用機器の引き取りに当たり、収集運搬または再商品化等に関して料金を請求することができる旨定めるとともに、この料金につきま

して、あらかじめ公表すること、適正原価を上回るものとならないようにしてこと等を定めております。

午後零時十九分散会

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

日次中「譲受け」を「譲受け」に改める。

第二条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に改め、ただし書を削る。

第四章の章名中「譲受け」を「譲受け」に改める。

第九条第三項中「国内の」を「他の国内の」に、「この章において」を「この章において」に改め、同条第四項中「又は」を「該」を「又は」に、「国内の」を「他の国内の」に改める。

第九条の二第一項各号別記以外の部分中「国内の」を「他の国内の」に改め、同項ただし書中「次に掲げる」を「次の各号の一に該当する」に改める。

引き続き、特定家庭用機器再商品化法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、国民生活の向上に伴い、家

は、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理員)

第十二条の三 第二種特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一 通商産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が通商産業省令で定めるとところにより行うエネルギーの使用の合理化に関する必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

三 第二種特定事業者は、通商産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に該当することによりエネルギー管理員に選任された者に通商産業大臣又は指定講習機関が通商産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならぬ。

4 第二種特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について通商産業大臣に届け出なければならない。

5 第九条及び第十条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第一種特定事業者に、同条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

(記録)

第十二条の四 第二種特定事業者は、第一種エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、通商産業省令で定めるところにより、第二種熱管管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃

の状況に關し、第二種電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し記録しなければならない。

(勧告)

第十二条の五 主務大臣は、第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第二種エネルギー管理指定工場に係る第一種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第二章第二節 指定講習機関

(指定)

第十二条の二十一 第十二条の三第一項第一号の指定は、通商産業省令で定めるところにより、同号及び同条第二項の講習(以下この節及び第

二十七条の二において「講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の七(第二号ロを除く。)、第十二条の八及び第十二条の十七の規定は第十二条の三第一項第一号の指定に、第十二条の九、第十二条の十一、第十二条の十五第二項、第十二条の十六及び第十二条の十八の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第十二条の八中「他に第八条の二第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項」とあるのは、「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の八第一号、第二号及び第四号、第十二条の十五第二項、第十二条の十六第一号、第十二条の十七第二項並びに第十二条の十

八第一項中「試験事務」とあるのは「講習の業務」と、第十二条の九及び第十二条の十七第二項第一号中「試験事務規程」とあるのは「講習業務規程」と、第十二条の十一第一項中「第八条の二第一項」と、第十二条の九第一項及び第三項

及び第四号、第十二条の九第一項及び第三項

第十二条の十五第二項、第十二条の十六第一号、第十二条の十七第二項並びに第十二条の十

八第一項中「試験事務」とあるのは「講習の業務」と、第十二条の九及び第十二条の十七第二項第一号中「試験事務規程」とあるのは「講習業務規程」と、第十二条の十一第一項中「第八条の二第一項」と、第十二条の九第一項及び第三項

二項にあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の十七第二項第四号中「第十二条の十三(第十二条の三第一項第一号)」とする場合を含む。)又は「又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

(講習の業務の休止)

第十二条の二十二 通商産業大臣は、次の場合には、通商産業省令で定める期間内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(公示)

第十二条の二十二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

き

一 第十二条の三第一項第一号の指定をしたとき

二 第十二条の二十二第一項において準用する第十二条の十七の規定により指定を取り消し、又は同項において準用する同条第二項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 前条の規定による届出があつたとき。

第十八条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定機器のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、当該特定機器に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘査して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十九条の見出し中「勧告」の下に「及び命令」を加え、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条の二 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行つに当たつては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するよう配慮するものとする。

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第二十五条第一項中「第四項」の下に「並びに第二十五条第一項及び第四項」を加え、「同条第一項」を第六条第一項に改め、「事業を行ふ者」の下に「又は事業者を加え、同条第二項中「第十二条の下に「及び第十二条の三第一項の五」を加え、「特定事業者」を「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」に、「エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場」に改め、同条第三項中「第二章第二節」の下に「及び第三節」を、「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加える。

第二十六条第一項中「又はエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者」を、「エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者」、「第一種特定機器の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十三」に、「第十二条の十第四項」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(第二十四条の次に次の二条を加える)

二項と、第十二条の十七第二項第四号中「第十二条の十三(第十二条の三第一項第一号)」とする場合を含む。)又は「又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

第二十八条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第七条第一項」の下に「又は第十二条第三項」を加え、同条第二号中「第十二条第五项」の下に「又は第十二条第六项」を加える。

第二十九条第一号中「第六条第二項」の下に「又は第十二条第二項」を加え、同条第二号中「第十二条第五项」の下に「又は第十二条第六项」を加える。

第二十九条第一号中「第六条第二項」の下に「又は第十二条第二項」を加え、同条第二号中「第十二条第五项」の下に「又は第十二条第六项」を加える。

第二十九条の二第一項の規定による提出をしなかつた者

第二十九条の二第一項の規定による提出をしなかつた者

第二十九条の四の規定による提出をしなかつた者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(工場の指定についての経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に改正前のエネルギーの使用的合理化に関する法律(以下「旧法」という)第六条第一項の規定により指定された工場は、改正後のエネルギーの使用的合理化に関する法律(以下「新法」という)第六条第一項の規定により指定されたものとみなす。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつしたものとみなす。

第六条 前条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつしたものとみなす。

第七章 罰則 第五十八条—第六十二条

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において機械器具が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第一条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となつたものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

二 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは

一 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

二 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

三 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

四 当該機械器具の小売販売(事業者への販売を含み、販売を業として行う者の販売を除く。以下同じ。)を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達してい

ることにより、当該機械器具が廃棄物となつたものについて「熱回収」とは、次に掲げる行為をい

う。

五 この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となつたものをい

う。

六 この法律において特定家庭用機器について

「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 特定家庭用機器を製造する行為(他の者(外

た部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであつて、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二 機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

三 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

四 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

五 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

六 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

七 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

八 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

九 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十一 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十二 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十三 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十四 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十五 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十六 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十七 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十八 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

十九 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十一 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十二 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十三 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十四 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十五 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十六 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十七 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二十八 他の者(外)が機械器具が廃棄物となつたものから分離し得るもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

この法律において機械器具が廃棄物となつたものについて「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。

一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものを

にも該当するものとして、政令で定めるものを

定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第一項又は第二十条第一項若しくは第三十四条第一項の規定により公表された料金について、これらの者に示さなければならない。(料金に対する勧告等)

第十四条 主務大臣は、小売業者が前条第一項の規定により公表した料金が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を著しく超えていると認めたときは、当該小売業者に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

第十五条 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるとときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべき旨の勧告をすることができる。(指導及び助言)

第十六条 主務大臣は、小売業者に対し、第九条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は第十条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しの実施を確保するため必要があると認めたときは、当該引取り又は引渡しの実施に關し必要な指導及び助言をすることができる。(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

第十八条 製造業者等は、小売業者等が前条第一項の規定により公表された料金が特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合は、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。(再商品化等実施義務)

第十九条 製造業者等は、前項に規定する再商品化等を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項であつて、当該再商品化等の実施と一体的に行うこととが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない。(料金の請求)

第二十条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められた者に対し、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を行つた場合は、引取りを受けるべき旨の勧告をすることができる。(料金の公表等)

第二十一条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであつてはならない。

3 製造業者等は、第一項の規定により公表された料金の設定に當たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

4 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求める者は、第一項の規定により公表した料金の額以外の額を再商品化等に必要な行為に関する料金として請求してはならない。(料金に対する勧告等)

第二十二条 主務大臣は、製造業者等が前条第一項の規定により公表された料金が特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合は、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

二 当該認定に係る再商品化等に必要な行為を実施する者及び当該再商品化等に必要な行為を定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る再商品化等に必要な行為を実施する者及び当該再商品化等に必要な行為を定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

二 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしよ。

(変更の認定)

第二十三条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準に従い、その再商品化等をしなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をしたときは、その状況について公表するよう努めなければならない。

(再商品化等の認定)

第二十四条 前条第一項の認定を受けた製造業者等は、同条第二項第一号に掲げる事項の変更認めるときは、同項の認定をするものとする。

(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしよ。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の認定に係る再商品化等が同項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(表示)

第一十六条 製造業者等は、特定家庭用機器を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該特定家庭用機器の製造等をした者としての表示を付さなければならない。

(指導及び助言)

第二十七条 主務大臣は、製造業者等に対し、第十七条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に關し必要な指導及び助言をすることができる。

第二十八条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再商品化等に必要な行為をしない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、当該引取り又は再商品化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを

(指定引取場所の配置等)

第二十九条 製造業者等は、指定引取場所の設置に當たつては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした特定家庭用機器の販売状況その他の条件を勘査して、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の能率的な実施及び小売業者、第三十二条第一項に規定する指定法人又は市町村による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様

(市町村長等による申出) とする。

第三十条 市町村の長及び小売業者は、製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該製造業者等が第十七条の規定によ

り引き取るべき特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

(指定引取場所に係る勧告)

第三十一条 主務大臣は、前条の規定による申出があつた場合において、同条に規定する事態の発生を回避することにより特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため特に必要があると認めるときは、当該申出に係る製造業者等に對し、当該申出をした市町村又は小売業者による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

第五章 指定法人

(指定等)

第三十二条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務(以下「再商品化等業務」という。)を適正かつ確実に行つて行つて、その申請により、再商品化等業務を行ふ者(以下「指定法人」という。)として指定す

る。主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

ときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第三十三条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 製造業者等であつてその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造業者等」という。)の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をすべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。

二 第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。

三 市町村の長の申出を受け、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出する特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡すこと。

四 特定家庭用機器廃棄物の排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関する調査並びに特定家庭用機器廃棄物の適正な排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施の確保に関する普及及び啓發を行うこと。

五 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の実施に關し、排出者、市町村等の照会に応じ、これを処理すること。

(料金等の公表等)

第三十四条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号に掲げる業務に関する料金その他主務省令で定める事項について、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 指定法人は、特定家庭用機器を使用する者か

ら求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第二十一条第一項又は前項の規定により公示された料金について、その者に示さなければならない。

(再商品化等業務規程)

第三十五条 指定法人は、再商品化等業務を行つときは、その開始前に、再商品化等業務の実施方法、第三十三条第一号の委託に係る料金(以下「委託料金」という。)の額の算出方法並びに同条第一号及び第二号に規定する業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再商品化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再商品化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法並びに第三十三条第一号及び第三号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

二 指定法人及び指定法人との間に第三十三条第一号の委託に係る契約(以下「再商品化等契約」という。)又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化等業務規程が再商品化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再商品化等業務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

(事業計画等)

第三十六条 指定法人は、毎事業年度、主務省令

で定めるところにより、再商品化等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化等業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）
第三十七条 指定法人は、主務大臣の許可を受けなければ、再商品化等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（契約の締結及び解除）
第三十八条 指定法人は、再商品化等契約の申込者が再商品化等契約を締結していたことがある特種製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、再商品化等契約を締結した特定製造業者等の当該再商品化等契約に係るすべての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしたとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約を解除してはならない。

（帳簿）

第三十九条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化等業務に関する事項を記載し、これを保存し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告及び立入検査）
第四十条 主務大臣は、再商品化等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務若しくは資産の状況に関する必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第四十一条 主務大臣は、この章の規定を施行するためには必要な限度において、指定法人に対する監督命令をし、再商品化等業務に関し監督上必要な命令を下すことができる。

（指定の取消し等）

第四十二条 主務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 再商品化等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第三十

五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業

務を行つたとき。

四 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第三十

五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業

務を行つたとき。

五 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第三十

五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業

務を行つたとき。

六 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第三十

五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業

務を行つたとき。

べき製造業者等（当該製造業者等が存しないときは、又は当該製造業者等を確認することができないときは、指定法人）（以下この条において「再商品化等実施者」という。）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該再商品化等実施者に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 再商品化等実施者は、前項の規定により小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該小売業者に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該再商品化等実施者は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 指定法人は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 小売業者は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の由出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 指定法人は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

7 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

8 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

9 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

10 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

11 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

12 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

13 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

14 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取つた特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

べき製造業者等（当該製造業者等が存しないときは、又は当該製造業者等を確認することができないときは、指定法人）（以下この条において「再商品化等実施者」という。）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き取つたときは、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取つた指定法人は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を係る管理票の受領についての確認を求められた

ときは、正当な理由がなければ、当該管理票の受領の有無について返答しなければならない。(管理票に係る勧告)

第四十七条 主務大臣は、小売業者、製造業者等、指定法人又は収集運搬受託者が第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。(再商品化等により得られた物の利用義務)

第四十八条 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等により得られた物を利用することができる事業を行なう者は、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。

2 特定家庭用機器の製造、加工又は販売の事業を行なう者は、再生資源の利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る特定家庭用機器のうち特定家庭用機器廃棄物として排出されたものの再商品化等を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例)

第四十九条 小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行なう者は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬(第九条の規定による引取り若しくは第十条の規定による引渡し又は第三十三条规定に掲げる業務に係るものに限る。)を業として行なうことができる。

2 第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為(一般廃棄物・廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。又は産業廃棄物(同条第四項に規定する産業廃棄物をい

う。以下同じ。)の運搬又は処分(再生することを含む。以下同じ。)に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあっては、第二十三条第一項第一号に規定する者である者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項若しくは第四項の規定にかかる限り、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物(以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を業として行なう者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかる限り、厚生省令で、当該行為を業として実施することができ

る。

3 指定法人は、第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 第一項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第九項及び第七条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第十四条の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同

じ。)とみなす。

5 第二項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第九項及び第七条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第十四条の三の二の規定の適用にかかる限り、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第七条第八項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同

じ。)とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の

特例)

第五十条 産業廃棄物収集運搬業者(小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を業として行なう者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかる限り、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物(以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を業として行なう者に限る。)

第五十一条 主務大臣は、この法律の施行に必要

な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に關し報告をさせることができる。

(報告の徵收)

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、

その職員に、小売業者又は製造業者等の事務

所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、

書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

4 一般廃棄物収集運搬業者(小売業者の委託を

受け特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運

搬を業として行なう者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかる限り、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃

棄物の収集又は運搬の業を行なうことができる。

この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運

搬を行ななければならない。

(帳簿)

第五十一条 製造業者等は、主務省令で定めると

ころにより、帳簿を備え、特定家庭用機器廃棄

物の再商品化等に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣の権限)

第五十二条 第五十二条及び第五十三条の規定によ

る主務大臣の権限は、政令で定めるところに

第五十六条 第五十二条及び第五十三条の規定によ

より、地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第五十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第五十八条 第十四条第二項、第十六条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の許可を受けないで再商品化等業務の全部を廃止したとき。

一 第三十九条の規定による帳簿の記載をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十二条第一項の規定による検査を拒み、
一 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第五十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第六十二条 第二十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第四章、第五章

(第二十一条、第三十五条及び第三十六条を除く。)、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十四条まで、第七章及び附則第四条(厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)第六条中第二十七号の三の次に一号を加える改正規定(「再商品化等の認定を行い、及びその認定を取り消し」に係る部分に限る。))に限る。)の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(指定法人に係る経過措置)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、再商品化等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第三条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法の一部を次のように改正す

る。

第五条第二十八条号中「及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第

号)」を「食品の製造過程の管

理第

号)及び特定家庭用機器再商品化法(平

成十年法律第

号)」に改める。

第六条中第二十七号の五を第二十七号の六と

し、第二十七号の四を第二十七号の五とし、第二十七号の三の次に次の一号を加える。

一十七の四 特定家庭用機器再商品化法の定めることにより、基本方針を定め、再商品化等の認定を行い、及びその認定を取り消し、並びに同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指定法人に対し、認可その他監督を行うこと。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

二百七十五号の一部を次のように改正する。

二百七十五号の一部を次のように改正する。